

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月22日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型） タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型） タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型） タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型） タフ・アメリカ（マネープールファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型） 2兆5,000億円を上限とします。 タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型） 2兆5,000億円を上限とします。 タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型） 2兆5,000億円を上限とします。 タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型） 2兆5,000億円を上限とします。 タフ・アメリカ（マネープールファンド） 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

以下、上記ファンドを総称して、「タフ・アメリカ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）：為替ヘッジあり 毎月決算型

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）：為替ヘッジなし 毎月決算型

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）：為替ヘッジあり 資産成長型

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）：為替ヘッジなし 資産成長型

タフ・アメリカ（マネープールファンド）：マネープールファンド

なお、「為替ヘッジあり 毎月決算型」および「為替ヘッジなし 毎月決算型」を総称して「毎月決算型」、「為替ヘッジあり 資産成長型」および「為替ヘッジなし 資産成長型」を総称して「資産成長型」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

[マネープールファンド]

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「為替ヘッジあり 毎月決算型」は「タフ米有毎月」、「為替ヘッジな

し「毎月決算型」は「タフ米無毎月」、「為替ヘッジあり 資産成長型」は「タフ米有成長」、「為替ヘッジなし 資産成長型」は「タフ米無成長」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

[マネープールファンド]

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年5月23日から2025年11月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

[マネープールファンド]

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経

由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

当ファンドは、主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等を実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

〔マネープールファンド〕

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②信託金の限度額

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

信託金の限度額は、各々につき5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

〔マネープールファンド〕

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券（資産複 合（株式、債券、不動産 投信）、資産配分変更 型）)	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファン ド	あり （ ）
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券（資産複 合（株式、債券、不動産 投信）、資産配分変更 型））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 （中東）		
		エマージング		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファン ド	あり （フルヘッジ）
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券（資産複 合（株式、債券、不動産 投信）、資産配分変更 型））		中近東 （中東）		
		エマージング		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり （ ）
	年6回 （隔月）	欧州		
不動産投信	年12回 （毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
その他資産 （投資信託証券（資産複 合（株式、債券、不動産 投信）、資産配分変更 型））	その他 （ ）	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

＜商品分類表定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）… 「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）… 「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年8月28日

信託契約締結、設定、運用開始

2019年4月1日

ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

2022年11月18日

信託期間の終了日を2023年8月22日から2028年8月22日に変更

2023年11月17日

「為替ヘッジあり 資産成長型」および「為替ヘッジなし 資産成長型」の信託期間を2028年8月22日までから無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

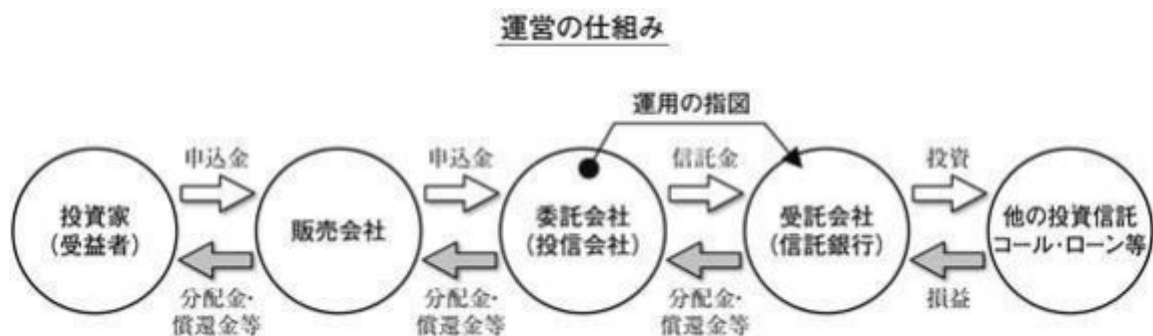
(ロ) 受託会社 「株式会社りそな銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]



〔参考情報：投資顧問会社〕

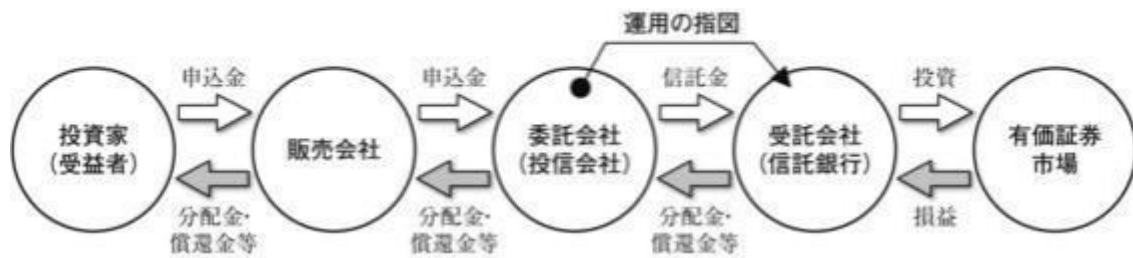
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

ニューバーガー・バーマン株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

[マネープールファンド]

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年3月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2025年3月31日現在)

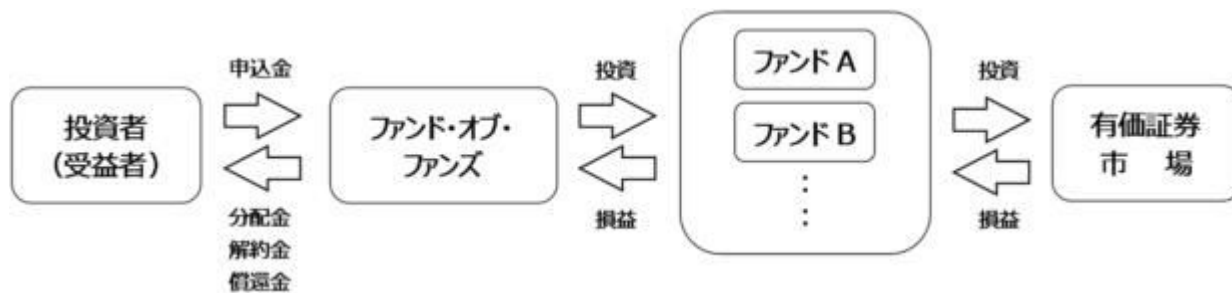
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪府中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

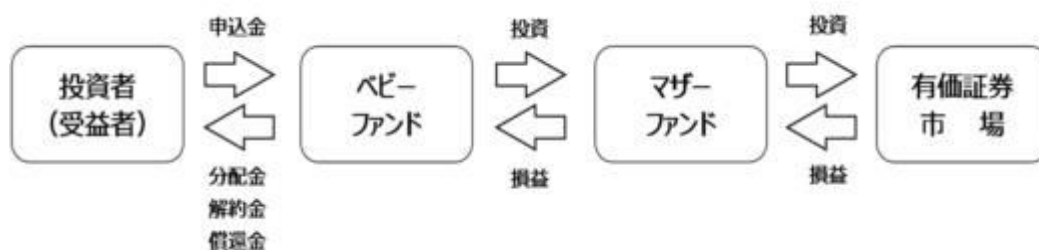
一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効

率的に資産配分を行います。



〔マネープールファンド〕（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

（1）【投資方針】

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

- ①主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。
- ②運用に当たっては、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（注）「別に定める投資信託証券」とは、以下の各々の場合について、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

為替ヘッジあり 毎月決算型／ 為替ヘッジあり 資産成長型	ケイマン籍外国投資信託 Equity Income Fund Class A
	ケイマン籍外国投資信託 Total Return Fund JPY Class
為替ヘッジなし 毎月決算型／ 為替ヘッジなし 資産成長型	ケイマン籍外国投資信託 Equity Income Fund Class B
	ケイマン籍外国投資信託 Total Return Fund USD Class

〔マネープールファンド〕

- ①マネー・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。
- ②本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等を実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、ケイマン籍円建て外国投資信託証券「トータルリターン・ファンド」、および「エクイティ・インカム・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「トータルリターン・ファンド」の運用においては、主に米ドル建てのさまざまな種類の債券等に分散投資し、投資環境の変化等に応じて、債券種別の配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
 - ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB-格相当以上とします。
※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります(以下同じ。)
- 「エクイティ・インカム・ファンド」の運用においては、主に高配当株式、REIT、転換社債等を投資対象とし、利回り水準に着目して分散投資するとともに、投資環境の変化等に応じて、資産配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
- 債券、高配当株式、REIT等の実質的な運用は、ニューパーガー・パーマン・グループが行います。

▶ マネープールファンド

- マネープールファンドは、マネー・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネー・マネジメント・マザーファンドは、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行います。
 - ※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。
 - ※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

2

市場動向に応じて、『債券』と『高配当株式・REIT等』の資産配分を機動的に変更します。

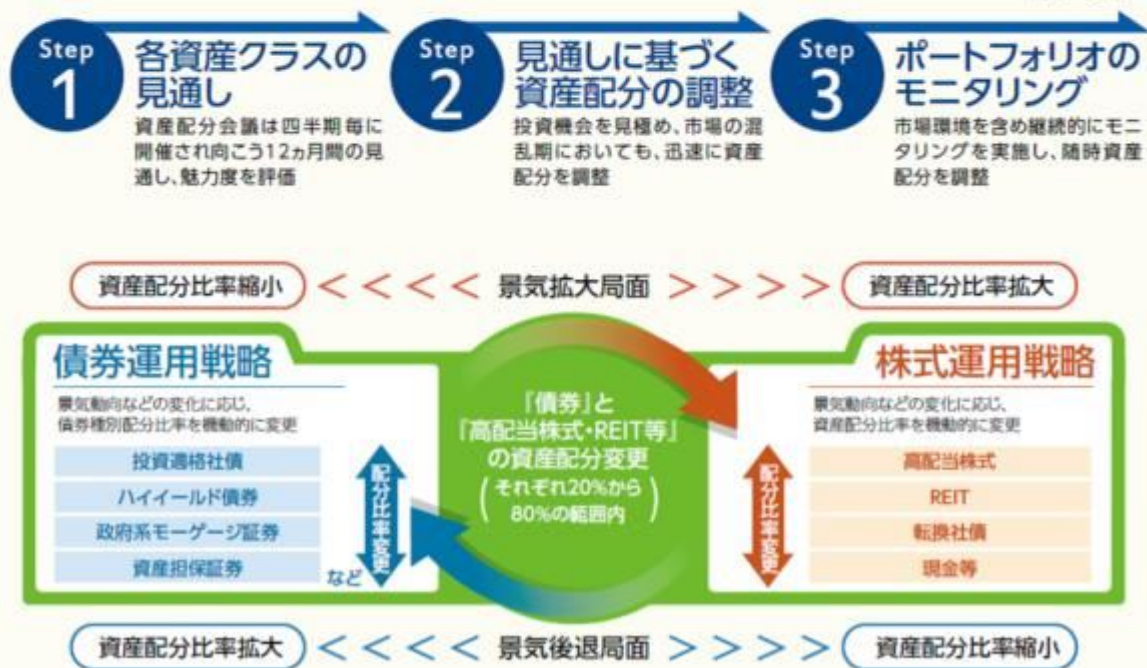
- 投資環境の変化に対応しながら、中長期的な米国経済の成長を享受することを目指します。
- 景気動向や投資環境の変化に応じて、各資産（『債券』と『高配当株式・REIT等』）の資産配分を機動的に見直します。
- 資産配分（各外国投資信託証券への投資配分）は、ニューバーガー・パーマン株式会社からの投資助言を受けます。

〔運用プロセス〕

- 投資対象とする外国投資信託の運用は、ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ LLCが行います。
- トータルリターン・ファンドは、債券運用部門マルチ・インカム戦略の専任のポートフォリオマネージャー（平均運用経験26年*）が、銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。
- エクイティ・インカム・ファンドは、53名*のアナリストを擁するグローバル株式調査部門が銘柄選択を担当し、専任のポートフォリオマネージャー（平均運用経験19年*）がポートフォリオを構築します。

*2024年12月末現在

（イメージ図）



※上記の運用プロセスは2025年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）ニューバーガー・パーマンの情報を基に委託会社作成

3

為替ヘッジの有無および決算頻度の異なる4つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

ファンド名	為替ヘッジ	決算頻度
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)	あり	毎月
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)	なし	毎月
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)	あり	年2回
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)	なし	年2回
タフ・アメリカ(マネープールファンド)	—	年2回

※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

▶ 為替ヘッジについて

- ☐ 為替ヘッジあり……原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。
- ☐ 為替ヘッジなし……原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

▶ 分配方針について

- ☐ 毎月決算型……毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として分配を目指します。
また、毎年1、4、7、10月の決算時には基準価額の水準などを考慮し、配当等収益に加え売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ☐ 資産成長型……毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月決算型	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥	決算 ¥
資産成長型		決算 ¥						決算 ¥				

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

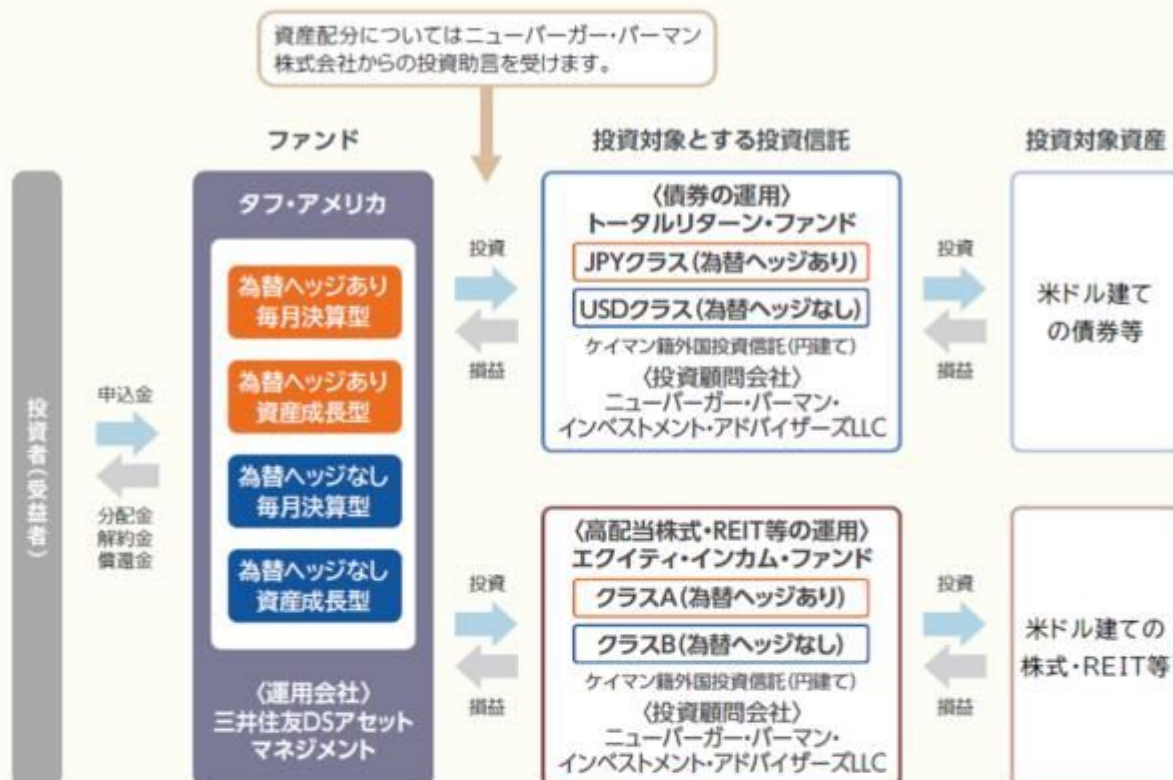
- ☐ マネープールファンド……毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。
- ☐ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

▶各ファンド(マネープールファンドを除く)

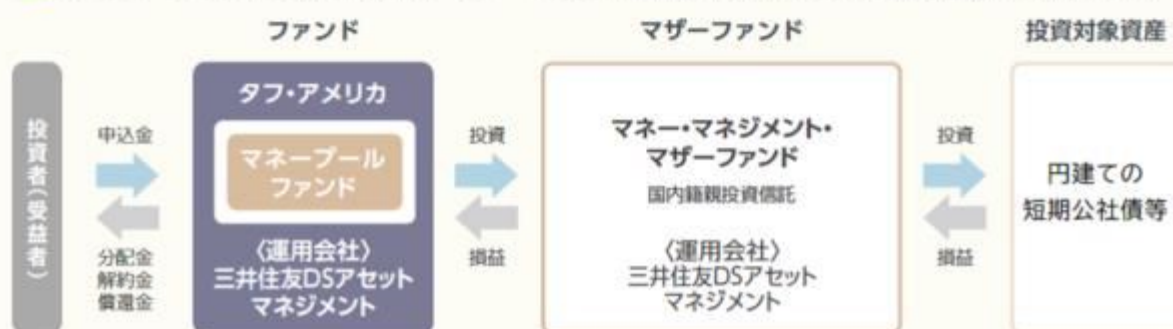
■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※マネープールファンドを除く各ファンドはトータルリターン・ファンドおよびエクイティ・インカム・ファンドの各クラスの他に、マネー・マネジメント・マザーファンドに投資する場合があります。

▶マネープールファンド

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



投資対象とする外国投資信託の運用会社について**〔ニューバーガー・バーマンの概要〕**

会 社 概 要	●1939年創業の米国の独立系運用会社です。 ●株式、債券、オルタナティブ資産運用等を世界の機関投資家、富裕層向けに提供しています。
拠 点	米国ニューヨークに本社を置き、世界26ヵ国39都市に拠点を展開
従 業 員 数	2,885名 (うち運用プロフェッショナル760名)
運 用 資 産 残 高	約80兆円(約5,077億米ドル)

(注) 2024年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=157.16円で円換算

(出所) ニューバーガー・バーマンの情報を基に委託会社作成

■ニューバーガー・バーマンは、パリ協定に沿ってネットゼロ排出量を達成することを目標とするネットゼロアセットマネージャーイニシアチブの署名者です。

■国連責任投資原則(PRI)に署名しています。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

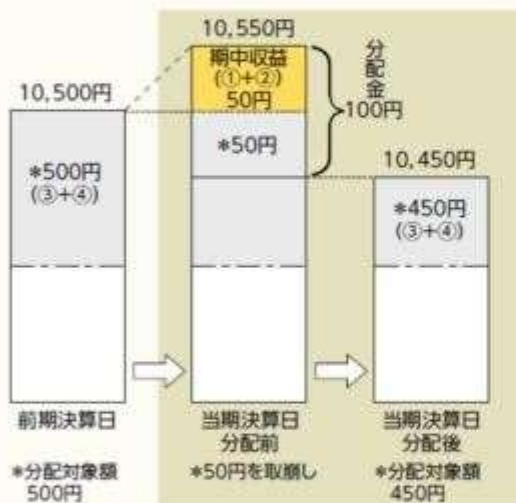
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



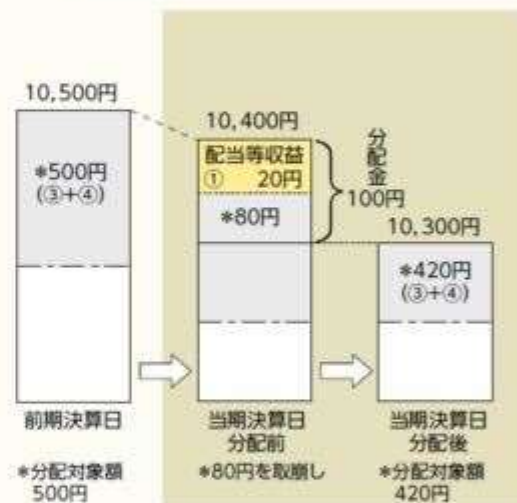
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

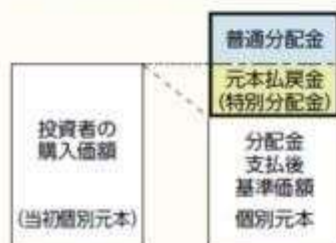


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

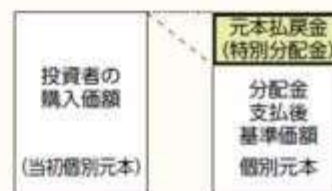
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

[マネープールファンド]

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

②運用の指図範囲

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[マネープールファンド]

委託会社は、信託金を、主として三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

- ８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - ９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - 10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - 12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８の証券および９の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

[マネープールファンド]

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2025年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶トータルリターン・ファンド JPYクラス／USDクラス

形 態	ケイマン籍契約型投資信託（円建て）
主 要 投 資 対 象	米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。
運 用 の 基 本 方 針	● 主に米国の国債・政府機関債、投資適格社債、ハイイールド債券、モーゲージ証券、資産担保証券、米国以外の国の発行する債券（新興国を含みます。）、バンクローンなどへ投資します。 ● 原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB－格相当以上とします。 ● マクロ経済分析（経済動向、金利動向など）や各債券セクター分析による期待リスク・リターンの算出を含むシナリオ分析、各債券種別の相対的魅力度および独自のアセット・アロケーションモデルを活用して各債券種別への配分を決定します。 ● 債券セクター毎の運用チームが、定量分析と定性分析に基づいて、セクター内における個別銘柄の選定を行います。 ● JPYクラスでは、原則として実質組入れ米ドル建て資産に対して対円で為替ヘッジを行います。 ● USDクラスでは、原則として為替ヘッジは行いません。
主 な 投 資 制 限	● 同一発行体の事業債への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ● 米ドル建て以外の債券等への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。ただし、米ドル建て以外の資産へ投資する場合は、対米ドルで為替取引を行い、実質的に米ドル建てとすることを基本とします。 ● 非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。
分 配 方 針	原則毎月行います。
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して 管理報酬等 年0.04%程度* *上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。 ※受託会社報酬として年間12,000米ドルがかかります。 ※投資顧問会社への報酬はかかりません（投資顧問会社への報酬は、委託会社報酬から支弁されます。）。 ※上記のほか、保管費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。 また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC （為替ヘッジはニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。）
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ エクイティ・インカム・ファンド クラスA／クラスB

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	主に米国地域の株式、REIT、転換社債等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	●主に公益株、その他の高配当株、REITおよび転換社債の4つのセクターを主要投資対象とします。 ●主に米国地域の証券に投資します。 ●ポートフォリオの平均利回りは、S&P500指数の配当利回りを上回ることを目指します。 ●運用にあたっては、魅力的な配当利回り水準の銘柄を抽出した後、厳格なリサーチならびに企業の経営陣との定期的な面談等を組み合わせたボトムアップ・アプローチにより相対的に割安な銘柄を組み入れます。なお、投資銘柄の決定にあたっては、DCF法によるバリュエーション分析、良好な企業統治、持続可能な競争力、価格決定力、魅力的な産業動向、高い資産効率などの項目を中心に調査します。 ●クラスAでは、原則として組入れ資産に対して対円で為替ヘッジを行います。 ●クラスBでは、原則として為替ヘッジは行いません。
主 な 投 資 制 限	●同一発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。 ●公益株、REIT、転換社債への各投資割合は、原則として取得時においてそれぞれファンドの純資産総額の40%以内とします。米国地域以外の証券への投資割合は、取得時において純資産総額の30%以内とします。 ●米ドル建て以外の資産への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。 ●非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。
分 配 方 針	原則毎月行います。
運用管理費用	純資産総額に対して 管理報酬等 年0.04%程度* *上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。 ※受託会社報酬として年間12,000米ドルがかかります。 ※投資顧問会社への報酬はかかりません(投資顧問会社への報酬は、委託会社報酬から支弁されます。) ※上記のほか、保管費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。 また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	ニューパーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC (為替ヘッジはニューパーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ マネー・マネジメント・マザーファンド

主要投資対象	本邦貸建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主な投資制限	- 株式への投資は行いません。 - 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

- 投資対象とする投資信託においてデリバティブ取引を行う場合は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 投資対象とする投資信託において外国為替予約取引を行う場合は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

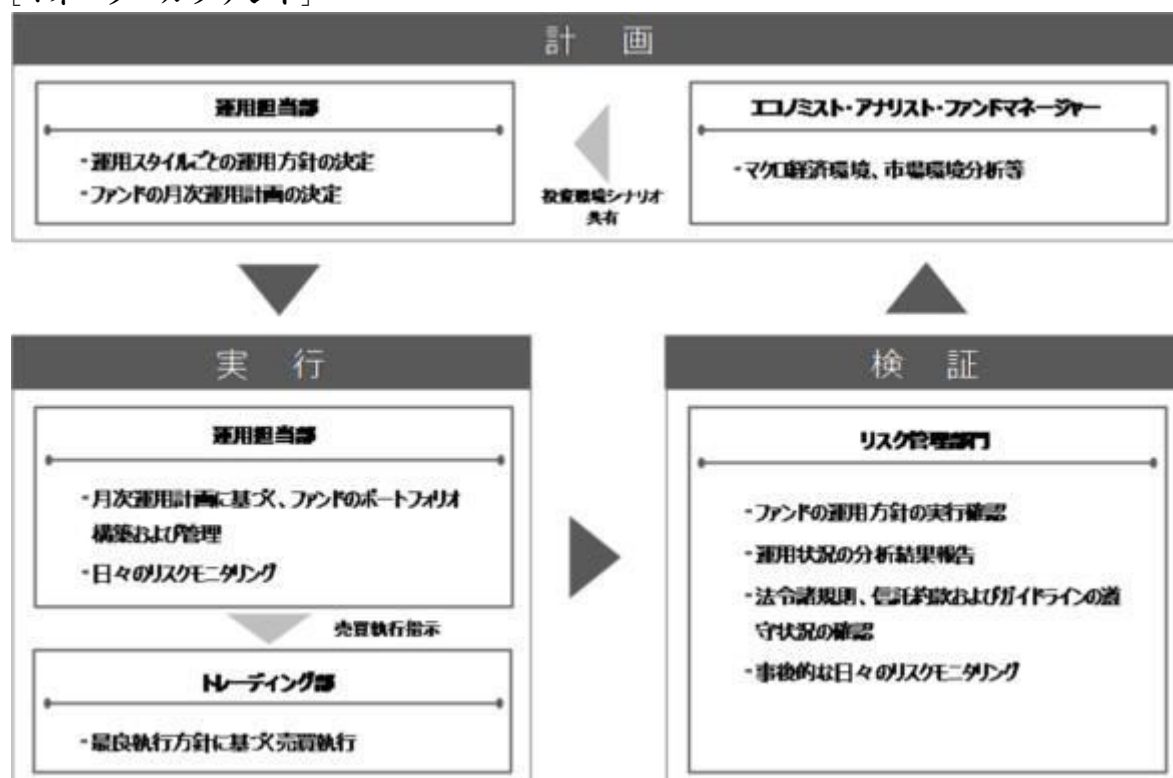
(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

[マネープールファンド]



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、
信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

各ファンドの分配方針は以下の通りです。

〔毎月決算型〕

毎決算時（毎月の22日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算型は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

〔資産成長型／マネープールファンド〕

毎決算時（毎年2月、8月の22日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資産成長型、マネープールファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

イ. 主な投資制限

- （イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- （ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ. 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ. 株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ、先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所[※]における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ、スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ、金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ、同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の

純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入

れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マネー・マネジメント・マザーファンドの投資方針等)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度

イ. 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ハ. 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

(イ)投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

(ロ)信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれがあります。）を減じる目的

(3)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限り、）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

（ニ）バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

（ホ）資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格に影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

（ヘ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動しま

す。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(チ) 為替変動リスク

「為替ヘッジあり 毎月決算型／為替ヘッジあり 資産成長型」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

また、米ドル建て以外の一部の外貨建資産の通貨に対しては、原資産と異なる通貨で為替ヘッジを行うこと等があるため、為替変動の影響を受ける場合があります。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

「為替ヘッジなし 毎月決算型／為替ヘッジなし 資産成長型」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(リ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヌ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

[マネープールファンド]

(イ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

a. 資産配分に関する留意点

各ファンド（マネープールファンドを除く）では、市場動向に応じて各資産の配分を機動的に変更しますが、変更しない場合に比べて基準価額が下落する場合があります。

b. 外国投資信託証券への投資について

各ファンド（マネープールファンドを除く）において、外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・マネープールファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
 - ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
 - ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ 為替ヘッジなし 毎月決算型



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 為替ヘッジあり 資産成長型



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ 為替ヘッジなし 資産成長型



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ マネープールファンド



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

〔各ファンド（マネープールファンドを除く）〕

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

[マネープールファンド]

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

ファンド	純資産総額に年1.8425%（税抜き1.675%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の配分は以下の通りです。 ＜信託報酬の配分（税抜き）＞		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年1.00%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.04%程度*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.8825%（税抜き1.715%）程度*		

*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2025年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

[マネープールファンド]

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの前平均値に0.66（税抜き0.60）を乗じた率とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、年0.66%（税抜き0.60%）を上限とします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分＞

支払先	純資産総額に上記の率を乗じた額を下記の比率で配分します	役務の内容
-----	-----------------------------	-------

委託会社	45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	10%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎月決算型は各特定期末（毎年２月、８月に属する計算期末）または信託終了のときに、資産成長型は各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

[マネープールファンド]

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

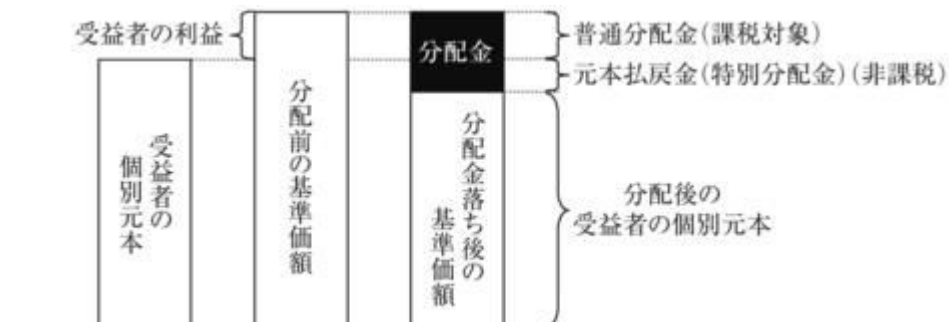
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※「資産成長型」は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※「毎月決算型」および「マネープールファンド」は、NISAの対象ではありません。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年8月23日～2025年2月25日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

投資対象とする投資信託（以下、投資先ファンド）の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。（マネープールファンドを除きます。）

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり 毎月決算型	2.26%	1.84%	0.42%
為替ヘッジなし 毎月決算型	2.26%	1.84%	0.42%
為替ヘッジあり 資産成長型	2.26%	1.84%	0.42%
為替ヘッジなし 資産成長型	2.27%	1.84%	0.43%
マネープールファンド	0.14%	0.14%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。）です。

※投資先ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

5【運用状況】**（1）【投資状況】**

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

2025年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	444,644,878	97.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,615,050	2.76
合計（純資産総額）		457,259,928	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

2025年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,721,576,758	97.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	239,235,626	2.67
合計（純資産総額）		8,960,812,384	100.00

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

2025年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	342,149,979	97.31

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,469,256	2.69
合計（純資産総額）		351,619,235	100.00

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

2025年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4,515,698,684	97.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	114,960,437	2.48
合計（純資産総額）		4,630,659,121	100.00

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

2025年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	945,089	95.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	49,208	4.95
合計（純資産総額）		994,297	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

イ 主要投資銘柄

2025年3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Equity Income Fund Class A	155,320,079	1.4371	223,211,776	1.4319	222,402,821	48.64
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Total Return Fund JPY Class	472,252,565	0.4715	222,666,897	0.4706	222,242,057	48.60

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.24
合 計	97.24

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

イ 主要投資銘柄

2025年3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Equity Income Fund Class B	1,457,056,126	2.9879	4,353,558,950	3.0037	4,376,559,485	48.84
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Total Return Fund USD Class	3,506,874,313	1.2305	4,315,215,654	1.2390	4,345,017,273	48.49

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.33
合 計	97.33

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

イ 主要投資銘柄

2025年3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Equity Income Fund Class A	120,171,626	1.4654	176,095,254	1.4319	172,073,751	48.94
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Total Return Fund JPY Class	361,402,951	0.4744	171,436,325	0.4706	170,076,228	48.37

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.31
合 計	97.31

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

イ 主要投資銘柄

2025年3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Equity Income Fund Class B	753,344,395	3.0341	2,285,711,665	3.0037	2,262,820,559	48.87

ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Total Return Fund USD Class	1,818,303,572	1.2302	2,236,862,258	1.2390	2,252,878,125	48.65
------------	------------------	--------------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.52
合 計	97.52

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

イ 主要投資銘柄

2025年3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	マネー・マネジ メント・マザー ファンド	947,933	0.9966	944,710	0.9970	945,089	95.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.05
合 計	95.05

②【投資不動産物件】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

該当事項はありません。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定4期 (2015年 8月24日)	1,968,495,281	1,992,778,428	9,972	10,092
特定5期 (2016年 2月22日)	1,885,437,860	1,908,960,746	9,543	9,663
特定6期 (2016年 8月22日)	1,762,913,054	1,785,538,349	10,304	10,424
特定7期 (2017年 2月22日)	2,101,430,651	2,122,189,417	10,426	10,546
特定8期 (2017年 8月22日)	1,526,239,693	1,550,595,817	10,341	10,491
特定9期 (2018年 2月22日)	1,467,305,053	1,494,020,336	10,378	10,558
特定10期 (2018年 8月22日)	1,385,944,613	1,402,437,333	10,348	10,468
特定11期 (2019年 2月22日)	1,194,120,815	1,209,253,219	9,984	10,104
特定12期 (2019年 8月22日)	1,157,727,206	1,171,632,931	10,053	10,173
特定13期 (2020年 2月25日)	948,522,961	961,455,176	10,257	10,377
特定14期 (2020年 8月24日)	823,362,713	834,004,027	9,546	9,666
特定15期 (2021年 2月22日)	748,727,386	758,437,364	10,181	10,301

特定16期	(2021年 8月23日)	753,363,665	764,018,732	10,473	10,623
特定17期	(2022年 2月22日)	743,810,934	757,095,864	10,420	10,600
特定18期	(2022年 8月22日)	641,214,564	651,379,063	9,915	10,065
特定19期	(2023年 2月22日)	577,278,698	584,926,458	9,134	9,254
特定20期	(2023年 8月22日)	541,058,289	548,581,826	8,717	8,837
特定21期	(2024年 2月22日)	509,211,337	516,435,506	8,719	8,839
特定22期	(2024年 8月22日)	480,235,678	486,807,647	8,916	9,036
特定23期	(2025年 2月25日)	463,117,267	469,488,529	8,918	9,038
2024年 3月末日		506,044,008	-	8,952	-
4月末日		485,217,714	-	8,729	-
5月末日		472,238,236	-	8,730	-
6月末日		472,227,151	-	8,718	-
7月末日		478,536,862	-	8,871	-
8月末日		483,353,416	-	8,967	-
9月末日		486,677,069	-	9,031	-
10月末日		479,481,058	-	8,910	-
11月末日		484,371,107	-	9,088	-
12月末日		463,845,903	-	8,726	-
2025年 1月末日		464,903,281	-	8,908	-
2月末日		462,752,294	-	8,903	-
3月末日		457,259,928	-	8,798	-

（注１）分配付純資産総額（分配付１万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（１万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落１万口当たりの純資産額）に加算したものです。

（注２）各月末日の数字は最終営業日のものです。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定4期 (2015年 8月24日)	37,062,008,052	39,005,393,769	11,166	11,846
特定5期 (2016年 2月22日)	35,818,333,176	36,346,737,364	9,823	9,973
特定6期 (2016年 8月22日)	31,143,459,457	31,558,784,804	9,487	9,607
特定7期 (2017年 2月22日)	28,371,471,666	29,471,952,329	10,677	11,077
特定8期 (2017年 8月22日)	23,677,260,606	24,163,196,532	10,155	10,355
特定9期 (2018年 2月22日)	19,443,406,528	20,018,260,260	10,088	10,368
特定10期 (2018年 8月22日)	17,982,652,261	18,254,256,318	10,404	10,554
特定11期 (2019年 2月22日)	16,325,998,779	16,522,805,344	10,184	10,304
特定12期 (2019年 8月22日)	14,885,333,625	15,068,122,085	10,004	10,124
特定13期 (2020年 2月25日)	14,310,607,661	14,520,634,082	10,700	10,850
特定14期 (2020年 8月24日)	12,370,205,089	12,526,657,861	9,638	9,758
特定15期 (2021年 2月22日)	11,700,910,174	11,845,114,497	10,270	10,390
特定16期 (2021年 8月23日)	11,000,783,965	11,400,054,887	10,773	11,153
特定17期 (2022年 2月22日)	10,445,265,858	10,912,296,787	10,954	11,434

特定18期	(2022年 8月22日)	10,996,479,913	11,625,206,869	12,008	12,688
特定19期	(2023年 2月22日)	9,764,261,328	10,199,197,954	10,905	11,385
特定20期	(2023年 8月22日)	9,934,244,423	10,270,052,650	11,352	11,732
特定21期	(2024年 2月22日)	9,720,819,850	10,214,869,734	11,585	12,165
特定22期	(2024年 8月22日)	9,193,429,328	9,752,638,143	11,360	12,040
特定23期	(2025年 2月25日)	9,020,924,174	9,563,879,081	11,400	12,080
2024年 3月末日		10,074,932,900	-	12,060	-
4月末日		10,004,370,270	-	11,957	-
5月末日		10,008,380,558	-	12,016	-
6月末日		10,232,815,121	-	12,368	-
7月末日		9,652,013,750	-	11,906	-
8月末日		9,247,484,908	-	11,426	-
9月末日		9,186,603,549	-	11,374	-
10月末日		9,457,724,226	-	11,725	-
11月末日		9,492,992,735	-	11,843	-
12月末日		9,500,925,431	-	11,948	-
2025年 1月末日		9,266,495,044	-	11,695	-
2月末日		9,041,910,155	-	11,426	-
3月末日		8,960,812,384	-	11,368	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期 (2015年 8月24日)	906,791,125	906,791,125	10,506	10,506
第5期 (2016年 2月22日)	813,017,896	813,017,896	10,178	10,178
第6期 (2016年 8月22日)	790,894,797	790,894,797	11,121	11,121
第7期 (2017年 2月22日)	1,005,895,297	1,005,895,297	11,389	11,389
第8期 (2017年 8月22日)	1,010,412,249	1,010,412,249	11,465	11,465
第9期 (2018年 2月22日)	1,037,710,301	1,037,710,301	11,703	11,703
第10期 (2018年 8月22日)	991,075,000	991,075,000	11,810	11,810
第11期 (2019年 2月22日)	861,546,131	861,546,131	11,529	11,529
第12期 (2019年 8月22日)	714,235,538	714,235,538	11,750	11,750
第13期 (2020年 2月25日)	676,869,184	676,869,184	12,133	12,133
第14期 (2020年 8月24日)	634,094,767	634,094,767	11,464	11,464
第15期 (2021年 2月22日)	599,181,670	599,181,670	12,379	12,379
第16期 (2021年 8月23日)	562,236,448	562,236,448	12,929	12,929
第17期 (2022年 2月22日)	446,622,321	446,622,321	13,097	13,097
第18期 (2022年 8月22日)	428,466,008	428,466,008	12,656	12,656
第19期 (2023年 2月22日)	403,418,992	403,418,992	11,811	11,811

第20期	(2023年 8月22日)	375,888,785	375,888,785	11,422	11,422
第21期	(2024年 2月22日)	352,928,584	352,928,584	11,594	11,594
第22期	(2024年 8月22日)	359,943,166	359,943,166	12,020	12,020
第23期	(2025年 2月25日)	357,437,494	357,437,494	12,186	12,186
2024年 3月末日		363,349,810	-	11,930	-
4月末日		355,085,479	-	11,659	-
5月末日		349,473,425	-	11,687	-
6月末日		350,405,529	-	11,697	-
7月末日		358,238,296	-	11,932	-
8月末日		356,820,091	-	12,089	-
9月末日		362,671,249	-	12,201	-
10月末日		361,012,980	-	12,065	-
11月末日		367,479,206	-	12,335	-
12月末日		352,950,972	-	11,869	-
2025年 1月末日		358,250,288	-	12,143	-
2月末日		356,922,231	-	12,165	-
3月末日		351,619,235	-	12,049	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期 (2015年 8月24日)	11,136,018,847	11,136,018,847	13,135	13,135
第5期 (2016年 2月22日)	9,711,548,382	9,711,548,382	11,709	11,709
第6期 (2016年 8月22日)	8,752,049,487	8,752,049,487	11,443	11,443
第7期 (2017年 2月22日)	8,718,897,015	8,718,897,015	13,388	13,388
第8期 (2017年 8月22日)	7,392,530,497	7,392,530,497	12,975	12,975
第9期 (2018年 2月22日)	6,008,457,701	6,008,457,701	13,229	13,229
第10期 (2018年 8月22日)	5,657,683,452	5,657,683,452	13,840	13,840
第11期 (2019年 2月22日)	4,995,617,881	4,995,617,881	13,711	13,711
第12期 (2019年 8月22日)	4,597,491,465	4,597,491,465	13,622	13,622
第13期 (2020年 2月25日)	4,400,308,006	4,400,308,006	14,788	14,788
第14期 (2020年 8月24日)	3,909,753,496	3,909,753,496	13,502	13,502
第15期 (2021年 2月22日)	3,663,897,690	3,663,897,690	14,572	14,572
第16期 (2021年 8月23日)	3,512,368,831	3,512,368,831	15,840	15,840
第17期 (2022年 2月22日)	3,482,263,884	3,482,263,884	16,812	16,812
第18期 (2022年 8月22日)	3,901,111,103	3,901,111,103	19,509	19,509
第19期 (2023年 2月22日)	3,533,679,404	3,533,679,404	18,466	18,466
第20期 (2023年 8月22日)	3,714,646,953	3,714,646,953	19,902	19,902
第21期 (2024年 2月22日)	3,974,820,235	3,974,820,235	21,385	21,385
第22期 (2024年 8月22日)	4,209,780,396	4,209,780,396	22,194	22,194
第23期 (2025年 2月25日)	4,620,854,834	4,620,854,834	23,605	23,605
2024年 3月末日		-	22,302	-

4月末日	4,234,116,510	-	22,686	-
5月末日	4,264,353,494	-	22,837	-
6月末日	4,408,461,703	-	23,548	-
7月末日	4,396,409,418	-	23,228	-
8月末日	4,253,944,674	-	22,322	-
9月末日	4,228,479,844	-	22,264	-
10月末日	4,517,452,374	-	23,544	-
11月末日	4,585,340,657	-	23,822	-
12月末日	4,638,445,935	-	24,076	-
2025年 1月末日	4,699,015,160	-	24,176	-
2月末日	4,630,930,448	-	23,660	-
3月末日	4,630,659,121	-	23,582	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期 (2015年 8月24日)	2,527,389	2,527,389	10,002	10,002
第5期 (2016年 2月22日)	16,033,765	16,033,765	10,001	10,001
第6期 (2016年 8月22日)	17,081,449	17,081,449	9,998	9,998
第7期 (2017年 2月22日)	7,803,659	7,803,659	9,994	9,994
第8期 (2017年 8月22日)	7,926,450	7,926,450	9,990	9,990
第9期 (2018年 2月22日)	8,424,056	8,424,056	9,985	9,985
第10期 (2018年 8月22日)	7,842,911	7,842,911	9,983	9,983
第11期 (2019年 2月22日)	6,221,202	6,221,202	9,980	9,980
第12期 (2019年 8月22日)	6,232,555	6,232,555	9,976	9,976
第13期 (2020年 2月25日)	3,349,529	3,349,529	9,971	9,971
第14期 (2020年 8月24日)	7,900,665	7,900,665	9,964	9,964
第15期 (2021年 2月22日)	8,279,747	8,279,747	9,959	9,959
第16期 (2021年 8月23日)	7,986,498	7,986,498	9,958	9,958
第17期 (2022年 2月22日)	7,969,342	7,969,342	9,953	9,953
第18期 (2022年 8月22日)	3,480,800	3,480,800	9,952	9,952
第19期 (2023年 2月22日)	3,453,125	3,453,125	9,950	9,950
第20期 (2023年 8月22日)	3,226,221	3,226,221	9,946	9,946
第21期 (2024年 2月22日)	2,012,692	2,012,692	9,946	9,946
第22期 (2024年 8月22日)	2,010,414	2,010,414	9,939	9,939
第23期 (2025年 2月25日)	994,190	994,190	9,942	9,942
2024年 3月末日	2,013,086	-	9,948	-
4月末日	2,012,628	-	9,945	-
5月末日	2,010,778	-	9,941	-
6月末日	2,010,722	-	9,941	-
7月末日	2,010,853	-	9,942	-
8月末日	2,010,595	-	9,940	-

9月末日	2,011,135	-	9,943	-
10月末日	994,189	-	9,942	-
11月末日	994,073	-	9,941	-
12月末日	994,139	-	9,941	-
2025年 1月末日	994,200	-	9,942	-
2月末日	994,166	-	9,942	-
3月末日	994,297	-	9,943	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定4期	2015年 2月24日～2015年 8月24日	120
特定5期	2015年 8月25日～2016年 2月22日	120
特定6期	2016年 2月23日～2016年 8月22日	120
特定7期	2016年 8月23日～2017年 2月22日	120
特定8期	2017年 2月23日～2017年 8月22日	150
特定9期	2017年 8月23日～2018年 2月22日	180
特定10期	2018年 2月23日～2018年 8月22日	120
特定11期	2018年 8月23日～2019年 2月22日	120
特定12期	2019年 2月23日～2019年 8月22日	120
特定13期	2019年 8月23日～2020年 2月25日	120
特定14期	2020年 2月26日～2020年 8月24日	120
特定15期	2020年 8月25日～2021年 2月22日	120
特定16期	2021年 2月23日～2021年 8月23日	150
特定17期	2021年 8月24日～2022年 2月22日	180
特定18期	2022年 2月23日～2022年 8月22日	150
特定19期	2022年 8月23日～2023年 2月22日	120
特定20期	2023年 2月23日～2023年 8月22日	120
特定21期	2023年 8月23日～2024年 2月22日	120
特定22期	2024年 2月23日～2024年 8月22日	120
特定23期	2024年 8月23日～2025年 2月25日	120

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定4期	2015年 2月24日～2015年 8月24日	680
特定5期	2015年 8月25日～2016年 2月22日	150
特定6期	2016年 2月23日～2016年 8月22日	120
特定7期	2016年 8月23日～2017年 2月22日	400
特定8期	2017年 2月23日～2017年 8月22日	200
特定9期	2017年 8月23日～2018年 2月22日	280
特定10期	2018年 2月23日～2018年 8月22日	150

特定11期	2018年 8月23日～2019年 2月22日	120
特定12期	2019年 2月23日～2019年 8月22日	120
特定13期	2019年 8月23日～2020年 2月25日	150
特定14期	2020年 2月26日～2020年 8月24日	120
特定15期	2020年 8月25日～2021年 2月22日	120
特定16期	2021年 2月23日～2021年 8月23日	380
特定17期	2021年 8月24日～2022年 2月22日	480
特定18期	2022年 2月23日～2022年 8月22日	680
特定19期	2022年 8月23日～2023年 2月22日	480
特定20期	2023年 2月23日～2023年 8月22日	380
特定21期	2023年 8月23日～2024年 2月22日	580
特定22期	2024年 2月23日～2024年 8月22日	680
特定23期	2024年 8月23日～2025年 2月25日	680

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第4期	2015年 2月24日～2015年 8月24日	0
第5期	2015年 8月25日～2016年 2月22日	0
第6期	2016年 2月23日～2016年 8月22日	0
第7期	2016年 8月23日～2017年 2月22日	0
第8期	2017年 2月23日～2017年 8月22日	0
第9期	2017年 8月23日～2018年 2月22日	0
第10期	2018年 2月23日～2018年 8月22日	0
第11期	2018年 8月23日～2019年 2月22日	0
第12期	2019年 2月23日～2019年 8月22日	0
第13期	2019年 8月23日～2020年 2月25日	0
第14期	2020年 2月26日～2020年 8月24日	0
第15期	2020年 8月25日～2021年 2月22日	0
第16期	2021年 2月23日～2021年 8月23日	0
第17期	2021年 8月24日～2022年 2月22日	0
第18期	2022年 2月23日～2022年 8月22日	0
第19期	2022年 8月23日～2023年 2月22日	0
第20期	2023年 2月23日～2023年 8月22日	0
第21期	2023年 8月23日～2024年 2月22日	0
第22期	2024年 2月23日～2024年 8月22日	0
第23期	2024年 8月23日～2025年 2月25日	0

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第4期	2015年 2月24日～2015年 8月24日	0
第5期	2015年 8月25日～2016年 2月22日	0
第6期	2016年 2月23日～2016年 8月22日	0

第7期	2016年 8月23日～2017年 2月22日	0
第8期	2017年 2月23日～2017年 8月22日	0
第9期	2017年 8月23日～2018年 2月22日	0
第10期	2018年 2月23日～2018年 8月22日	0
第11期	2018年 8月23日～2019年 2月22日	0
第12期	2019年 2月23日～2019年 8月22日	0
第13期	2019年 8月23日～2020年 2月25日	0
第14期	2020年 2月26日～2020年 8月24日	0
第15期	2020年 8月25日～2021年 2月22日	0
第16期	2021年 2月23日～2021年 8月23日	0
第17期	2021年 8月24日～2022年 2月22日	0
第18期	2022年 2月23日～2022年 8月22日	0
第19期	2022年 8月23日～2023年 2月22日	0
第20期	2023年 2月23日～2023年 8月22日	0
第21期	2023年 8月23日～2024年 2月22日	0
第22期	2024年 2月23日～2024年 8月22日	0
第23期	2024年 8月23日～2025年 2月25日	0

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第4期	2015年 2月24日～2015年 8月24日	0
第5期	2015年 8月25日～2016年 2月22日	0
第6期	2016年 2月23日～2016年 8月22日	0
第7期	2016年 8月23日～2017年 2月22日	0
第8期	2017年 2月23日～2017年 8月22日	0
第9期	2017年 8月23日～2018年 2月22日	0
第10期	2018年 2月23日～2018年 8月22日	0
第11期	2018年 8月23日～2019年 2月22日	0
第12期	2019年 2月23日～2019年 8月22日	0
第13期	2019年 8月23日～2020年 2月25日	0
第14期	2020年 2月26日～2020年 8月24日	0
第15期	2020年 8月25日～2021年 2月22日	0
第16期	2021年 2月23日～2021年 8月23日	0
第17期	2021年 8月24日～2022年 2月22日	0
第18期	2022年 2月23日～2022年 8月22日	0
第19期	2022年 8月23日～2023年 2月22日	0
第20期	2023年 2月23日～2023年 8月22日	0
第21期	2023年 8月23日～2024年 2月22日	0
第22期	2024年 2月23日～2024年 8月22日	0
第23期	2024年 8月23日～2025年 2月25日	0

③【収益率の推移】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

	収益率（％）
特定4期	△4.5
特定5期	△3.1
特定6期	9.2
特定7期	2.3
特定8期	0.6
特定9期	2.1
特定10期	0.9
特定11期	△2.4
特定12期	1.9
特定13期	3.2
特定14期	△5.8
特定15期	7.9
特定16期	4.3
特定17期	1.2
特定18期	△3.4
特定19期	△6.7
特定20期	△3.3
特定21期	1.4
特定22期	3.6
特定23期	1.4

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

	収益率（％）
特定4期	△1.4
特定5期	△10.7
特定6期	△2.2
特定7期	16.8
特定8期	△3.0
特定9期	2.1
特定10期	4.6
特定11期	△1.0
特定12期	△0.6
特定13期	8.5
特定14期	△8.8
特定15期	7.8
特定16期	8.6
特定17期	6.1
特定18期	15.8
特定19期	△5.2

特定20期	7.6
特定21期	7.2
特定22期	3.9
特定23期	6.3

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

	収益率（％）
第4期	△4.6
第5期	△3.1
第6期	9.3
第7期	2.4
第8期	0.7
第9期	2.1
第10期	0.9
第11期	△2.4
第12期	1.9
第13期	3.3
第14期	△5.5
第15期	8.0
第16期	4.4
第17期	1.3
第18期	△3.4
第19期	△6.7
第20期	△3.3
第21期	1.5
第22期	3.7
第23期	1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

	収益率（％）
第4期	△1.5
第5期	△10.9
第6期	△2.3
第7期	17.0
第8期	△3.1
第9期	2.0
第10期	4.6
第11期	△0.9
第12期	△0.6

第13期	8.6
第14期	△8.7
第15期	7.9
第16期	8.7
第17期	6.1
第18期	16.0
第19期	△5.3
第20期	7.8
第21期	7.5
第22期	3.8
第23期	6.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

	収益率（％）
第4期	0.0
第5期	△0.0
第6期	△0.0
第7期	△0.0
第8期	△0.0
第9期	△0.1
第10期	△0.0
第11期	△0.0
第12期	△0.0
第13期	△0.1
第14期	△0.1
第15期	△0.1
第16期	△0.0
第17期	△0.1
第18期	△0.0
第19期	△0.0
第20期	△0.0
第21期	0.0
第22期	△0.1
第23期	0.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定4期	590,044,478	399,398,715

特定5期	187,631,528	185,904,030
特定6期	155,450,515	420,165,677
特定7期	656,847,727	352,206,316
特定8期	230,217,811	769,838,664
特定9期	324,714,469	386,871,467
特定10期	52,689,745	127,190,129
特定11期	36,824,648	180,106,925
特定12期	33,728,273	78,161,179
特定13期	11,930,204	238,757,263
特定14期	8,233,434	70,450,416
特定15期	16,033,717	143,155,674
特定16期	44,099,888	60,170,177
特定17期	72,780,750	78,295,188
特定18期	6,985,621	74,094,347
特定19期	6,414,863	21,148,377
特定20期	18,143,007	29,420,869
特定21期	7,367,673	44,041,797
特定22期	10,457,698	55,880,374
特定23期	3,393,901	22,729,940

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定4期	16,789,309,618	2,630,329,629
特定5期	5,702,800,054	2,432,266,205
特定6期	557,272,438	4,194,452,648
特定7期	1,219,410,124	7,473,108,793
特定8期	788,141,899	4,044,985,789
特定9期	467,068,259	4,508,211,544
特定10期	299,994,293	2,289,269,799
特定11期	182,678,596	1,437,202,284
特定12期	121,512,848	1,273,059,838
特定13期	147,416,449	1,652,261,758
特定14期	81,792,000	621,454,890
特定15期	73,134,981	1,513,949,625
特定16期	194,069,485	1,376,546,932
特定17期	174,704,580	850,044,308
特定18期	216,378,848	594,811,204
特定19期	157,821,515	361,348,803
特定20期	143,206,778	345,662,320
特定21期	115,399,141	475,593,710
特定22期	100,964,520	399,592,929
特定23期	152,537,115	331,605,382

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	178,331,763	94,284,244
第5期	83,862,579	148,156,696
第6期	68,117,696	155,740,894
第7期	315,949,259	143,959,380
第8期	136,529,519	138,415,361
第9期	195,543,740	190,151,249
第10期	43,210,627	90,691,613
第11期	16,712,871	108,647,511
第12期	9,743,171	149,158,538
第13期	5,726,123	55,729,969
第14期	13,473,417	18,208,513
第15期	4,771,757	73,880,697
第16期	11,273,170	60,421,237
第17期	4,943,653	98,808,274
第18期	6,962,437	9,416,894
第19期	14,419,309	11,389,198
第20期	3,329,074	15,811,330
第21期	6,085,146	30,763,835
第22期	9,506,861	14,457,266
第23期	11,930,680	18,073,885

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	1,928,063,645	1,413,498,236
第5期	902,337,492	1,086,074,484
第6期	203,940,389	850,056,055
第7期	355,157,507	1,491,076,377
第8期	300,614,428	1,115,437,474
第9期	138,705,116	1,294,411,438
第10期	97,739,565	551,736,886
第11期	94,256,687	538,588,278
第12期	43,636,158	311,913,379
第13期	42,819,594	442,453,952
第14期	69,258,928	149,016,378
第15期	40,826,472	422,257,010
第16期	29,758,445	326,689,085
第17期	32,109,919	178,217,825
第18期	43,852,141	115,522,701
第19期	35,660,250	121,664,961
第20期	36,543,238	83,712,431
第21期	111,312,080	119,102,744

第22期	105,588,218	67,465,185
第23期	182,830,647	122,044,244

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	12,003,706	11,856,414
第5期	23,633,564	10,129,071
第6期	3,869,177	2,815,915
第7期	4,086,462	13,362,706
第8期	1,711,869	1,585,621
第9期	1,098,492	596,774
第10期	65,118	645,376
第11期	582,869	2,205,090
第12期	419,367	405,924
第13期	342,044	3,230,015
第14期	4,862,541	292,430
第15期	428,129	44,158
第16期	40,200	333,695
第17期	52,259	65,299
第18期	37,185	4,546,473
第19期	32,183	59,295
第20期	7,041	233,800
第21期	0	1,220,117
第22期	1,006	2,012
第23期	0	1,022,677

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（1）投資状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

2025年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,996,560	67.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	971,340	32.73
合計（純資産総額）		2,967,900	100.00

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

マネー・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年3月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	１２５１国 庫短期証券	1,000,000	99.82	998,208	99.84	998,399	0.000	2025/08/20	33.64
日本	国債証券	１２９１国 庫短期証券	1,000,000	99.78	997,846	99.82	998,161	0.000	2025/09/10	33.63

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年3月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	67.27
合 計	67.27

②投資不動産物件

マネー・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

マネー・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2025年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型



決算期	分配金
2025年 3月	20円
2025年 2月	20円
2025年 1月	20円
2024年12月	20円
2024年11月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	3,110円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 為替ヘッジなし 毎月決算型



決算期	分配金
2025年 3月	20円
2025年 2月	20円
2025年 1月	300円
2024年12月	20円
2024年11月	20円
直近1年間累計	1,360円
設定来累計	8,110円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■ 為替ヘッジあり 資産成長型



決算期	分配金
2025年 2月	0円
2024年 8月	0円
2024年 2月	0円
2023年 8月	0円
2023年 2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ 為替ヘッジなし 資産成長型



決算期	分配金
2025年 2月	0円
2024年 8月	0円
2024年 2月	0円
2023年 8月	0円
2023年 2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ マネーブルファンド



決算期	分配金
2025年 2月	0円
2024年 8月	0円
2024年 2月	0円
2023年 8月	0円
2023年 2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.76
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	48.64
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Total Return Fund JPY Class	48.60

■ 為替ヘッジなし 毎月決算型

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.67
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	48.84
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Total Return Fund USD Class	48.49

■ 為替ヘッジあり 資産成長型

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.69
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	48.94
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Total Return Fund JPY Class	48.37

■ 為替ヘッジなし 資産成長型

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.48
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	48.87
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Total Return Fund USD Class	48.65

■ マネー・プールファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.95
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	95.05

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ トータルリターン・ファンド JPYクラス/USDクラス

当該投資信託をシェアクラスとして含む「トータルリターン・ファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	政府系MBS	UMBS 30年債	6.000	—	5.2
アメリカ	ETF(バンクローン)	インベスコ・シニア・ローンETF	—	—	4.1
アメリカ	ETF(エマージング債券)	iShares JPモルガン エマージング・ボンド・ファンド	—	—	2.1
アメリカ	政府系MBS	UMBS 30年債	5.500	—	2.0
アメリカ	政府系MBS	UMBS 30年債	4.500	—	1.6

※比率は、トータルリターン・ファンドの組入債券等の評価額合計に対する時価の比率です。

※ニューバーガー・パーマン・グループから入手した情報を基に委託会社作成

■ エクイティ・インカム・ファンド クラスA/クラスB

当該投資信託をシェアクラスとして含む「エクイティ・インカム・ファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
カナダ	株式	アグニコ・イーグル・マインズ	素材	4.2
アメリカ	株式	IBM	情報技術	3.3
スペイン	株式	フェロビアル	資本財・サービス	3.1
アメリカ	株式	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	金融	3.0
アメリカ	リート	ブリックスモア・プロパティ・グループ	ショッピング・センター	2.8

※比率は、エクイティ・インカム・ファンドの組入株式・リート等の評価額合計に対する時価の比率です。

※業種は、株式はGICS(世界産業分類基準)、リートはFTSEとNAREIT(全米不動産投資信託協会)による分類です。

※ニューバーガー・パーマン・グループから入手した情報を基に委託会社作成

■ マネー・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	67.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32.73
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	33.64
日本	国債証券	1291国庫短期証券	0.000	2025/09/10	33.63

※比率は、マネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

なお、マネープールファンドの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますの

で、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンド（マネープールファンドを除く）につき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

[マネープールファンド]

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

[マネープールファンド]

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、各ファンド（マネープールファンドを除く）が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

[マネープールファンド]

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[マネープールファンド]

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「為替ヘッジあり 毎月決算型」は「タフ米有毎月」、「為替ヘッジなし 毎月決算型」は「タフ米無毎月」、「為替ヘッジあり 資産成長型」は「タフ米有成長」、「為替ヘッジなし 資産成長型」は「タフ米無成長」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
--------	----------	--------

三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp
----------------------	--------------	---

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

[毎月決算型／マネープールファンド]

2013年8月28日から2028年8月22日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

[資産成長型]

2013年8月28日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

[毎月決算型]

毎月23日から翌月22日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

[資産成長型／マネープールファンド]

毎年2月23日から8月22日まで、8月23日から翌年2月22日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

- 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、当ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記bの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権

を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、上記aに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

〔マネープールファンド〕

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、当ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について

保証するものではありません。

- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じ、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

〔毎月決算型〕

委託会社は6ヵ月毎の決算時^{*}および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

^{*}原則として2月、8月の各決算時とします。

〔資産成長型／マネープールファンド〕

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定23期（2024年8月23日から2025年2月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期（2024年8月23日から2025年2月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定22期 (2024年 8月22日現在)	特定23期 (2025年 2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	900,325	673,789
コール・ローン	13,793,264	13,842,923
投資信託受益証券	467,377,612	450,477,007
未収入金	-	1,497,244
流動資産合計	482,071,201	466,490,963
資産合計	482,071,201	466,490,963
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,077,262	1,038,589
未払解約金	1,594	1,524,662
未払受託者報酬	11,106	11,907
未払委託者報酬	733,704	786,552
その他未払費用	11,857	11,986
流動負債合計	1,835,523	3,373,696
負債合計	1,835,523	3,373,696
純資産の部		
元本等		
元本	538,631,019	519,294,980
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,395,341	△56,177,713
（分配準備積立金）	46,746,346	50,793,468
元本等合計	480,235,678	463,117,267
純資産合計	480,235,678	463,117,267
負債純資産合計	482,071,201	466,490,963

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定22期 自 2024年 2月23日 至 2024年 8月22日	特定23期 自 2024年 8月23日 至 2025年 2月25日
営業収益		
受取配当金	16,074,561	15,646,012
受取利息	4,163	15,918
有価証券売買等損益	5,977,523	△4,761,832
営業収益合計	22,056,247	10,900,098
営業費用		
支払利息	174	-
受託者報酬	66,328	67,006
委託者報酬	4,380,520	4,425,759
その他費用	12,026	11,986
営業費用合計	4,459,048	4,504,751
営業利益又は営業損失（△）	17,597,199	6,395,347
経常利益又は経常損失（△）	17,597,199	6,395,347
当期純利益又は当期純損失（△）	17,597,199	6,395,347
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	293,049	△35,751
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△74,842,358	△58,395,341
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,956,589	2,520,228
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,956,589	2,520,228
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,241,753	362,436
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,241,753	362,436
分配金	6,571,969	6,371,262
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△58,395,341	△56,177,713

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定23期
	自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、2024年8月23日から2025年2月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定22期 (2024年8月22日現在)	特定23期 (2025年2月25日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	538,631,019口	519,294,980口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 58,395,341円	元本の欠損 56,177,713円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8916円 (1万口当たりの純資産額8,916円)	1口当たり純資産額 0.8918円 (1万口当たりの純資産額8,918円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定22期 自 2024年2月23日 至 2024年8月22日	特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日

分配金の計算過程	(自2024年2月23日至2024年3月22日) 第127計算期間末における費用控除後の配当等 収益（2,611,846円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（50,739,492円）、および分配準備積 立金（42,555,363円）より、分配対象収益は 95,906,701円（1万口当たり1,696.64円）で あり、うち1,130,549円（1万口当たり20円） を分配金額としております。	(自2024年8月23日至2024年9月24日) 第133計算期間末における費用控除後の配当等 収益（2,429,126円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（49,143,772円）、および分配準備積 立金（46,716,001円）より、分配対象収益は 98,288,899円（1万口当たり1,823.96円）で あり、うち1,077,749円（1万口当たり20円） を分配金額としております。
	(自2024年3月23日至2024年4月22日) 第128計算期間末における費用控除後の配当等 収益（1,920,132円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（50,008,385円）、および分配準備積 立金（43,084,728円）より、分配対象収益は 95,013,245円（1万口当たり1,711.22円）で あり、うち1,110,472円（1万口当たり20円） を分配金額としております。	(自2024年9月25日至2024年10月22日) 第134計算期間末における費用控除後の配当等 収益（1,925,418円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（49,081,989円）、および分配準備積 立金（47,903,165円）より、分配対象収益は 98,910,572円（1万口当たり1,839.78円）で あり、うち1,075,244円（1万口当たり20円） を分配金額としております。
	(自2024年4月23日至2024年5月22日) 第129計算期間末における費用控除後の配当等 収益（2,542,690円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（49,630,108円）、および分配準備積 立金（42,827,495円）より、分配対象収益は 95,000,293円（1万口当たり1,737.74円）で あり、うち1,093,377円（1万口当たり20円） を分配金額としております。	(自2024年10月23日至2024年11月22日) 第135計算期間末における費用控除後の配当等 収益（1,853,277円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（48,718,030円）、および分配準備積 立金（48,286,702円）より、分配対象収益は 98,858,009円（1万口当たり1,854.54円）で あり、うち1,066,116円（1万口当たり20円） を分配金額としております。
	(自2024年5月23日至2024年6月24日) 第130計算期間末における費用控除後の配当等 収益（1,849,134円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（49,187,900円）、および分配準備積 立金（43,772,116円）より、分配対象収益は 94,809,150円（1万口当たり1,751.92円）で あり、うち1,082,346円（1万口当たり20円） を分配金額としております。	(自2024年11月23日至2024年12月23日) 第136計算期間末における費用控除後の配当等 収益（1,854,710円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（48,613,586円）、および分配準備積 立金（48,865,425円）より、分配対象収益は 99,333,721円（1万口当たり1,869.45円）で あり、うち1,062,705円（1万口当たり20円） を分配金額としております。
	(自2024年6月25日至2024年7月22日) 第131計算期間末における費用控除後の配当等 収益（2,371,420円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（49,040,656円）、および分配準備積 立金（44,306,639円）より、分配対象収益は 95,718,715円（1万口当たり1,775.92円）で あり、うち1,077,963円（1万口当たり20円） を分配金額としております。	(自2024年12月24日至2025年1月22日) 第137計算期間末における費用控除後の配当等 収益（2,388,074円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益 調整金（48,120,938円）、および分配準備積 立金（49,054,738円）より、分配対象収益は 99,563,750円（1万口当たり1,894.90円）で あり、うち1,050,859円（1万口当たり20円） を分配金額としております。

	（自2024年7月23日至2024年8月22日） 第132計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,313,869円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（49,069,841円）、および分配準備積立金（45,509,739円）より、分配対象収益は96,893,449円（1万口当たり1,798.88円）であり、うち1,077,262円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2025年1月23日至2025年2月25日） 第138計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,078,630円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（47,609,345円）、および分配準備積立金（49,753,427円）より、分配対象収益は99,441,402円（1万口当たり1,914.93円）であり、うち1,038,589円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定23期 (2025年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定22期（自 2024年2月23日 至 2024年8月22日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,170,664円
合 計	3,170,664円

特定23期（自 2024年8月23日 至 2025年2月25日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,572,792円
合 計	1,572,792円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定22期 (2024年8月22日現在)	特定23期 (2025年2月25日現在)
期首元本額	584,053,695円	538,631,019円
期中追加設定元本額	10,457,698円	3,393,901円
期中一部解約元本額	55,880,374円	22,729,940円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	155,489,235	227,853,924	
	Total Return Fund JPY Class	469,272,941	222,623,083	
	投資信託受益証券 小計		450,477,007	
合 計			450,477,007	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定22期 (2024年 8月22日現在)	特定23期 (2025年 2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,037,911	12,884,115
コール・ローン	261,026,279	264,702,839
投資信託受益証券	8,948,401,319	8,776,597,815
未収入金	957,661	716,350
流動資産合計	9,227,423,170	9,054,901,119
資産合計	9,227,423,170	9,054,901,119
負債の部		
流動負債		
未払金	1,137,209	-
未払収益分配金	16,184,944	15,826,807
未払解約金	1,810,761	2,106,575
未払受託者報酬	218,159	235,901
未払委託者報酬	14,399,180	15,570,137
その他未払費用	243,589	237,525
流動負債合計	33,993,842	33,976,945
負債合計	33,993,842	33,976,945
純資産の部		
元本等		
元本	8,092,472,040	7,913,403,773
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,100,957,288	1,107,520,401
（分配準備積立金）	910,241,501	615,711,440
元本等合計	9,193,429,328	9,020,924,174
純資産合計	9,193,429,328	9,020,924,174
負債純資産合計	9,227,423,170	9,054,901,119

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定22期 自 2024年 2月23日 至 2024年 8月22日	特定23期 自 2024年 8月23日 至 2025年 2月25日
営業収益		
受取配当金	140,069,639	126,325,469
受取利息	83,649	313,924
有価証券売買等損益	347,350,377	544,602,459
営業収益合計	487,503,665	671,241,852
営業費用		
支払利息	3,412	-
受託者報酬	1,353,768	1,320,066
委託者報酬	89,351,404	87,127,498
その他費用	246,900	237,525
営業費用合計	90,955,484	88,685,089
営業利益又は営業損失（△）	396,548,181	582,556,763
経常利益又は経常損失（△）	396,548,181	582,556,763
当期純利益又は当期純損失（△）	396,548,181	582,556,763
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	438,282	1,078,698
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,329,719,401	1,100,957,288
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,122,952	25,198,604
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,122,952	25,198,604
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,786,149	57,158,649
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	84,786,149	57,158,649
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	559,208,815	542,954,907
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,100,957,288	1,107,520,401

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、2024年8月23日から2025年2月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定22期 (2024年8月22日現在)	特定23期 (2025年2月25日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	8,092,472,040口	7,913,403,773口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1360円 (1万口当たりの純資産額11,360円)	1口当たり純資産額 1.1400円 (1万口当たりの純資産額11,400円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定22期 自 2024年2月23日 至 2024年8月22日	特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
-----	--	--

分配金の計算過程	(自2024年2月23日至2024年3月22日) 第127計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,510,476円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（334,198,483円）、収益調整金（954,678,079円）、および分配準備積立金（568,698,355円）より、分配対象収益は1,881,085,393円（1万口当たり2,250.71円）であり、うち16,715,479円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2024年8月23日至2024年9月24日) 第133計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,958,967円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（935,462,287円）、および分配準備積立金（906,168,276円）より、分配対象収益は1,860,589,530円（1万口当たり2,302.02円）であり、うち16,164,869円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
	(自2024年3月23日至2024年4月22日) 第128計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,337,232円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（952,976,536円）、および分配準備積立金（906,901,063円）より、分配対象収益は1,868,214,831円（1万口当たり2,240.71円）であり、うち250,128,032円（1万口当たり300円）を分配金額としております。	(自2024年9月25日至2024年10月22日) 第134計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,011,049円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（933,274,636円）、および分配準備積立金（905,364,313円）より、分配対象収益は1,859,649,998円（1万口当たり2,308.10円）であり、うち241,712,246円（1万口当たり300円）を分配金額としております。
	(自2024年4月23日至2024年5月22日) 第129計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,652,473円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（370,234,430円）、収益調整金（957,311,397円）、および分配準備積立金（662,295,164円）より、分配対象収益は2,012,493,464円（1万口当たり2,411.50円）であり、うち16,690,809円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2024年10月23日至2024年11月22日) 第135計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,111,103円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（159,451,660円）、収益調整金（933,248,764円）、および分配準備積立金（678,638,764円）より、分配対象収益は1,791,450,291円（1万口当たり2,231.80円）であり、うち16,053,841円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
	(自2024年5月23日至2024年6月24日) 第130計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,073,201円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（137,163,151円）、収益調整金（953,338,783円）、および分配準備積立金（1,032,509,617円）より、分配対象収益は2,144,084,752円（1万口当たり2,582.06円）であり、うち16,607,552円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2024年11月23日至2024年12月23日) 第136計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,074,041円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（927,520,907円）、および分配準備積立金（833,068,837円）より、分配対象収益は1,766,663,785円（1万口当たり2,219.43円）であり、うち15,919,949円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

(自2024年6月25日至2024年7月22日) 第131計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,754,248円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,232,713円）、収益調整金（930,176,238円）、および分配準備積立金（1,144,085,961円）より、分配対象収益は2,096,249,160円（1万口当たり2,589.22円）であり、うち242,881,999円（1万口当たり300円）を分配金額としております。	(自2024年12月24日至2025年1月22日) 第137計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,372,211円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（32,615,993円）、収益調整金（922,870,247円）、および分配準備積立金（816,719,123円）より、分配対象収益は1,790,577,574円（1万口当たり2,263.91円）であり、うち237,277,195円（1万口当たり300円）を分配金額としております。
(自2024年7月23日至2024年8月22日) 第132計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,556,708円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（933,675,882円）、および分配準備積立金（918,869,737円）より、分配対象収益は1,860,102,327円（1万口当たり2,298.56円）であり、うち16,184,944円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2025年1月23日至2025年2月25日) 第138計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,485,709円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（927,068,418円）、および分配準備積立金（627,052,538円）より、分配対象収益は1,558,606,665円（1万口当たり1,969.58円）であり、うち15,826,807円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定23期 (2025年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定22期（自 2024年2月23日 至 2024年8月22日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△549,342,614円
合計	△549,342,614円

特定23期（自 2024年8月23日 至 2025年2月25日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△243,292,242円
合計	△243,292,242円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定22期 (2024年8月22日現在)	特定23期 (2025年2月25日現在)
期首元本額	8,391,100,449円	8,092,472,040円
期中追加設定元本額	100,964,520円	152,537,115円
期中一部解約元本額	399,592,929円	331,605,382円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	1,466,067,240	4,448,781,039	
	Total Return Fund USD Class	3,517,978,196	4,327,816,776	
	投資信託受益証券 小計		8,776,597,815	
合 計			8,776,597,815	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (2024年 8月22日現在)	第23期 (2025年 2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	860,654	621,211
コール・ローン	13,185,493	12,762,721
投資信託受益証券	350,279,463	347,472,830
流動資産合計	364,325,610	360,856,762
資産合計	364,325,610	360,856,762
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,124,195	19,043
未払受託者報酬	48,456	50,575
未払委託者報酬	3,201,155	3,340,625
その他未払費用	8,638	9,025
流動負債合計	4,382,444	3,419,268
負債合計	4,382,444	3,419,268
純資産の部		
元本等		
元本	299,464,369	293,321,164
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	60,478,797	64,116,330
（分配準備積立金）	90,609,106	93,538,541
元本等合計	359,943,166	357,437,494
純資産合計	359,943,166	357,437,494
負債純資産合計	364,325,610	360,856,762

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2024年 2月23日 至 2024年 8月22日	第23期 自 2024年 8月23日 至 2025年 2月25日
営業収益		
受取配当金	11,849,869	11,863,732
受取利息	3,114	12,376
有価証券売買等損益	4,261,610	△3,558,432
営業収益合計	16,114,593	8,317,676
営業費用		
支払利息	123	-
受託者報酬	48,456	50,575
委託者報酬	3,201,155	3,340,625
その他費用	8,756	9,025
営業費用合計	3,258,490	3,400,225
営業利益又は営業損失（△）	12,856,103	4,917,451
経常利益又は経常損失（△）	12,856,103	4,917,451
当期純利益又は当期純損失（△）	12,856,103	4,917,451
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	283,984	113,707
期首剰余金又は期首欠損金（△）	48,513,810	60,478,797
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,699,341	2,486,842
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,699,341	2,486,842
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,306,473	3,653,053
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,306,473	3,653,053
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	60,478,797	64,116,330

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第23期
	自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024年8月23日から2025年2月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第22期 (2024年8月22日現在)	第23期 (2025年2月25日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	299,464,369口	293,321,164口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2020円 (1万口当たりの純資産額12,020円)	1口当たり純資産額 1.2186円 (1万口当たりの純資産額12,186円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第22期 自 2024年2月23日 至 2024年8月22日	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,290,195円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（51,025,756円）、および分配準備積立金（81,318,911円）より、分配対象収益は141,634,862円（1万口当たり4,729.61円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,289,420円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（53,581,559円）、および分配準備積立金（85,249,121円）より、分配対象収益は147,120,100円（1万口当たり5,015.67円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第23期 (2025年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2024年2月23日 至 2024年8月22日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,136,851円
合 計	4,136,851円

第23期（自 2024年8月23日 至 2025年2月25日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△3,433,794円
合 計	△3,433,794円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2024年8月22日現在)	第23期 (2025年2月25日現在)
期首元本額	304,414,774円	299,464,369円
期中追加設定元本額	9,506,861円	11,930,680円
期中一部解約元本額	14,457,266円	18,073,885円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	120,618,261	176,753,999	
	Total Return Fund JPY Class	359,862,630	170,718,831	
	投資信託受益証券 小計		347,472,830	
合 計			347,472,830	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (2024年 8月22日現在)	第23期 (2025年 2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,302,543	7,835,079
コール・ローン	142,517,958	160,970,913
投資信託受益証券	4,096,992,374	4,496,115,065
未収入金	-	1,722,890
流動資産合計	4,248,812,875	4,666,643,947
資産合計	4,248,812,875	4,666,643,947
負債の部		
流動負債		
未払解約金	212,993	3,132,979
未払受託者報酬	577,792	634,908
未払委託者報酬	38,137,769	41,907,020
その他未払費用	103,925	114,206
流動負債合計	39,032,479	45,789,113
負債合計	39,032,479	45,789,113
純資産の部		
元本等		
元本	1,896,793,303	1,957,579,706
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,312,987,093	2,663,275,128
（分配準備積立金）	1,606,055,875	1,765,323,803
元本等合計	4,209,780,396	4,620,854,834
純資産合計	4,209,780,396	4,620,854,834
負債純資産合計	4,248,812,875	4,666,643,947

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2024年 2月23日 至 2024年 8月22日	第23期 自 2024年 8月23日 至 2025年 2月25日
営業収益		
受取配当金	60,368,695	61,538,653
受取利息	35,787	161,306
有価証券売買等損益	126,040,574	247,369,268
営業収益合計	186,445,056	309,069,227
営業費用		
支払利息	1,493	-
受託者報酬	577,792	634,908
委託者報酬	38,137,769	41,907,020
その他費用	105,375	114,206
営業費用合計	38,822,429	42,656,134
営業利益又は営業損失（△）	147,622,627	266,413,093
経常利益又は経常損失（△）	147,622,627	266,413,093
当期純利益又は当期純損失（△）	147,622,627	266,413,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,982,772	8,484,476
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,116,149,965	2,312,987,093
剰余金増加額又は欠損金減少額	134,149,024	241,380,983
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	134,149,024	241,380,983
剰余金減少額又は欠損金増加額	76,951,751	149,021,565
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	76,951,751	149,021,565
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,312,987,093	2,663,275,128

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024年8月23日から2025年2月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第22期 (2024年8月22日現在)	第23期 (2025年2月25日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,896,793,303口	1,957,579,706口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2194円 (1万口当たりの純資産額22,194円)	1口当たり純資産額 2.3605円 (1万口当たりの純資産額23,605円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第22期 自 2024年2月23日 至 2024年8月22日	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,018,450円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（92,621,405円）、収益調整金（706,931,218円）、および分配準備積立金（1,466,416,020円）より、分配対象収益は2,312,987,093円（1万口当たり12,194.20円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（52,628,270円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（205,300,347円）、収益調整金（897,951,325円）、および分配準備積立金（1,507,395,186円）より、分配対象収益は2,663,275,128円（1万口当たり13,604.94円）であります。分配を行っておりません。
----------	---	--

（金融商品に関する注記）

I．金融商品の状況に関する事項

項 目	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第23期 (2025年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2024年2月23日 至 2024年8月22日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	119,655,829円
合計	119,655,829円

第23期（自 2024年8月23日 至 2025年2月25日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	241,916,107円
合計	241,916,107円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2024年8月22日現在)	第23期 (2025年2月25日現在)
期首元本額	1,858,670,270円	1,896,793,303円
期中追加設定元本額	105,588,218円	182,830,647円
期中一部解約元本額	67,465,185円	122,044,244円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	749,874,075	2,275,492,880	
	Total Return Fund USD Class	1,805,090,380	2,220,622,185	
	投資信託受益証券 小計		4,496,115,065	
合 計			4,496,115,065	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【タフ・アメリカ（マネープールファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 (2024年 8月22日現在)	第23期 (2025年 2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,032	2,297
コール・ローン	46,445	47,181
親投資信託受益証券	1,960,936	944,710
未収入金	293	984
流動資産合計	2,010,706	995,172
資産合計	2,010,706	995,172
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	-	67
未払委託者報酬	292	915
流動負債合計	292	982
負債合計	292	982
純資産の部		
元本等		
元本	2,022,677	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,263	△5,810
（分配準備積立金）	64,822	32,828
元本等合計	2,010,414	994,190
純資産合計	2,010,414	994,190
負債純資産合計	2,010,706	995,172

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2024年 2月23日 至 2024年 8月22日	第23期 自 2024年 8月23日 至 2025年 2月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	△987	1,553
営業収益合計	△987	1,553
営業費用		
受託者報酬	-	67
委託者報酬	292	915
営業費用合計	292	982
営業利益又は営業損失（△）	△1,279	571
経常利益又は経常損失（△）	△1,279	571
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,279	571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3	318
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,991	△12,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	10	6,200
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10	6,200
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	6	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,263	△5,810

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024年8月23日から2025年2月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第22期 (2024年8月22日現在)	第23期 (2025年2月25日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,022,677口	1,000,000口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 12,263円	元本の欠損 5,810円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9939円 (1万口当たりの純資産額9,939円)	1口当たり純資産額 0.9942円 (1万口当たりの純資産額9,942円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第22期 自 2024年2月23日 至 2024年8月22日	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,160円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（54,364円）、および分配準備積立金（61,662円）より、分配対象収益は119,186円（1万口当たり589.25円）ではありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（780円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,878円）、および分配準備積立金（32,048円）より、分配対象収益は59,706円（1万口当たり597.06円）ではありますが、分配を行っておりません。
----------	--	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第23期 (2025年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2024年2月23日 至 2024年8月22日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△987円
合計	△987円

第23期（自 2024年8月23日 至 2025年2月25日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,042円
合計	1,042円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2024年8月22日現在)	第23期 (2025年2月25日現在)
期首元本額	2,023,683円	2,022,677円
期中追加設定元本額	1,006円	-円
期中一部解約元本額	2,012円	1,022,677円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マネジメント・マザーファンド	947,933	944,710	
	親投資信託受益証券 小計		944,710	
合 計			944,710	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「タフ・アメリカ（マネープールファンド）」は、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネー・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年2月25日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	44,916
コール・ローン	922,792
国債証券	998,229
特殊債券	1,000,000
未収利息	1,776
流動資産合計	2,967,713
資産合計	2,967,713
負債の部	
流動負債	
未払解約金	984
流動負債合計	984
負債合計	984
純資産の部	
元本等	
元本	2,976,708
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△9,979
元本等合計	2,966,729
純資産合計	2,966,729
負債純資産合計	2,967,713

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年2月25日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,976,708口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 9,979円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9966円 (1万口当たりの純資産額9,966円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年2月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年8月23日 至 2025年2月25日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2025年2月25日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,311,327円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	2,334,619円
2025年2月25日現在の元本の内訳	
タフ・アメリカ（マネープールファンド）	947,933円
日本株アルファ・カルテット（毎月分配型）	1,998,801円
日本株アルファ・カルテット（年2回決算型）	9,990円
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円
大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）	9,992円
合 計	2,976,708円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 2 5 1 国庫短期証券	1,000,000	998,229	
	国債証券 小計		998,229	
特殊債券	7 0 政保地方公共団	1,000,000	1,000,000	
	特殊債券 小計		1,000,000	
合 計			1,998,229	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

2025年3月31日現在

I 資産総額	457,425,993円
II 負債総額	166,065円
III 純資産総額（I－II）	457,259,928円
IV 発行済口数	519,720,280口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.8798円 (8,798円)

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

2025年3月31日現在

I 資産総額	8,964,771,825円
II 負債総額	3,959,441円
III 純資産総額（I－II）	8,960,812,384円
IV 発行済口数	7,882,188,925口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1368円 (11,368円)

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

2025年3月31日現在

I 資産総額	352,233,426円
II 負債総額	614,191円
III 純資産総額（I－II）	351,619,235円
IV 発行済口数	291,831,973口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.2049円 (12,049円)

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

2025年3月31日現在

I 資産総額	4,642,934,322円
II 負債総額	12,275,201円
III 純資産総額（I－II）	4,630,659,121円
IV 発行済口数	1,963,636,832口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	2.3582円 (23,582円)

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

2025年3月31日現在

I 資産総額	994,569円
II 負債総額	272円
III 純資産総額（I－II）	994,297円
IV 発行済口数	1,000,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.9943円 (9,943円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

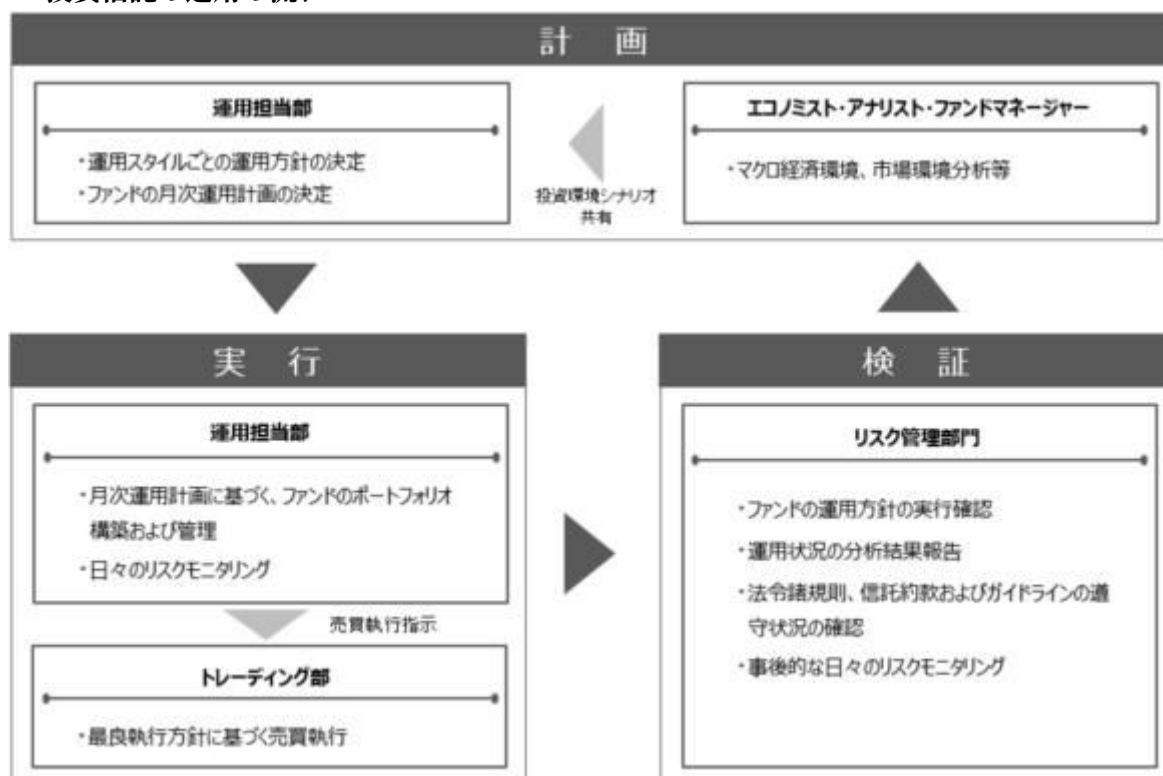
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	656	13,284,091
単位型株式投資信託	77	594,585
追加型公社債投資信託	1	22,415
単位型公社債投資信託	132	192,346
合 計	866	14,093,438

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第40期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(単位：千円)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		

有形固定資産	※1		
建物		1,361,305	1,265,924
器具備品		559,057	516,485
土地		710	710
リース資産		4,114	1,782
建設仮勘定		81,240	-
有形固定資産合計		2,006,427	1,784,901
無形固定資産			
ソフトウェア		2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定		508,956	101,101
のれん		3,045,409	2,740,868
顧客関連資産		11,445,340	9,332,065
電話加入権		12,706	12,706
商標権		36	30
無形固定資産合計		17,426,744	14,793,389
投資その他の資産			
投資有価証券		9,222,276	9,976,957
関係会社株式		11,850,598	1,927,221
長期差入保証金		1,388,987	1,361,654
長期前払費用		80,207	44,009
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		-	716,093
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		22,611,799	14,095,666
固定資産合計		42,044,971	30,673,957
資産合計		107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050

純資産の部

株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)			
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益			
委託者報酬	61,471,271	69,953,226	
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187	
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916	
その他営業収益			
サービス支援手数料	208,222	319,553	
その他	22,995	8,758	
営業収益計	71,954,296	82,731,642	
営業費用			
支払手数料	28,036,456	32,014,851	
広告宣伝費	294,588	320,694	
調査費			
調査費	3,749,357	4,637,211	
委託調査費	11,455,987	12,412,033	
営業雑経費			
通信費	61,068	56,291	
印刷費	452,951	457,187	
協会費	38,701	38,305	
諸会費	33,447	30,484	
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275	
販売促進費	29,621	31,339	
その他	197,696	253,344	
営業費用合計	49,417,495	55,520,019	
一般管理費			
給料			
役員報酬	219,872	232,329	
給料・手当	7,807,797	8,043,456	
賞与	1,042,472	1,073,375	
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060	
交際費	27,713	57,134	
寄付金	25,518	26,400	

事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,755	11,021,392
受取利息	1,373	2,840
金銭の信託運用益	-	199,056
時効成立分配金・償還金	521	461
原稿・講演料	2,281	2,143
投資有価証券償還益	119,033	5,384
投資有価証券売却益	25,848	12,261
為替差益	5,816	-
雑収入	91,814	129,137
営業外収益合計	248,443	11,372,678
営業外費用		
金銭の信託運用損	454,339	-
投資有価証券償還損	83,598	10,829
投資有価証券売却損	152,691	48,575
為替差損	-	4,701
営業外費用合計	690,629	64,106
経常利益	3,347,770	17,680,450
特別利益		
子会社株式売却益	※1	-
特別利益合計	-	14,096,622
特別損失		
固定資産除却損	※2	13,203
早期退職費用	※3	126,832
支払補償費	※4	30,075
特別損失合計	170,111	12,385
税引前当期純利益	3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税	1,622,064	7,802,794
法人税等調整額	△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計	1,080,631	6,488,400
当期純利益	2,097,028	25,276,287

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生

していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	12,514千円	—千円

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

建物	2,482千円	9,039千円
器具備品	4,273千円	2,987千円
リース資産	532千円	一千円
ソフトウェア	5,915千円	358千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	-
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	39,809	40,370
(2)組合出資金等	-	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	—	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	—	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.230%	0.440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	-
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セ

グメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却（売却価格）	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

（注）子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,587.21円	3,289.22円
1株当たり当期純利益	61.91円	746.27円

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	47,554,844
金銭の信託	32,385,266
顧客分別金信託	500,088
前払費用	668,897
未収委託者報酬	14,766,695
未収運用受託報酬	3,912,269
未収投資助言報酬	414,955
未収収益	95,923
その他	107,185
流動資産合計	100,406,126
固定資産	
有形固定資産	※1 1,723,779
無形固定資産	
のれん	2,588,598
顧客関連資産	8,275,427
その他	2,669,494

無形固定資産合計	13,533,520
投資その他の資産	
投資有価証券	8,628,900
関係会社株式	1,927,221
繰延税金資産	851,984
その他	1,484,455
貸倒引当金	△20,750
投資その他の資産合計	12,871,811
固定資産合計	28,129,111
資産合計	128,535,237
負債の部	
流動負債	
顧客からの預り金	35,815
その他の預り金	102,081
未払金	6,905,143
未払費用	6,996,236
未払法人税等	1,639,174
前受収益	20,339
賞与引当金	2,605,528
その他	※2 864,362
流動負債合計	19,168,682
固定負債	
退職給付引当金	5,101,556
固定負債合計	5,101,556
負債合計	24,270,238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19,992,998
利益剰余金合計	20,277,244
株主資本合計	104,373,190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△108,191
評価・換算差額等合計	△108,191
純資産合計	104,264,998
負債純資産合計	128,535,237

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	

委託者報酬		38,900,518
運用受託報酬		5,763,952
投資助言報酬		699,359
その他の営業収益		206,638
営業収益計		45,570,468
営業費用		30,344,119
一般管理費	※1	10,363,314
営業利益		4,863,035
営業外収益	※2	482,490
営業外費用	※3	179,370
経常利益		5,166,155
特別損失	※4	0
税引前中間純利益		5,166,155
法人税、住民税及び事業税		1,475,655
法人税等調整額		△64,954
法人税等合計		1,410,700
中間純利益		3,755,454

(3)中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						△10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△50,045	△50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,838,419	△10,838,419			△10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△58,146	△58,146	△58,146
当中間期変動額合計	△7,082,964	△7,082,964	△58,146	△58,146	△7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	△108,191	△108,191	104,264,998

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1.有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998千円
無形固定資産	1,537,662千円
※2.営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174千円
投資有価証券売却益	798千円
為替差益	6,926千円
※3.営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765千円
投資有価証券償還損	124,882千円
投資有価証券売却損	93千円
投資事業組合運用損	42,628千円
※4.特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

（リース取引関係）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,511,892	7,511,892	—
資産計	39,897,158	39,897,158	—

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	32,385,266	—	32,385,266
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	7,511,892	—	7,511,892
資産計	—	39,897,158	—	39,897,158

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成され

ております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,197,965	4,313,296	△115,330
小計	4,197,965	4,313,296	△115,330
合計	7,511,892	7,613,663	△101,770

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,078円38銭
1株当たり中間純利益	110円87銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 株式会社りそな銀行
- (ロ) 資本金の額 279,928百万円（2024年3月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,461	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社愛媛銀行	21,367	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※楽天証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）
該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- （1）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- （2）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
 - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
 - 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
 - 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
 - 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
 - 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）の2024年8月23日から2025年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）の2024年8月23日から2025年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）の2024年8月23日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）の2024年8月23日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（マネープールファンド）の2024年8月23日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（マネープールファンド）の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。